

議案第 55 号

桐生市森林公園の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例案

桐生市森林公園の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例を次のように定めるものとする。

令和 7 年 5 月 30 日提出

桐生市長 荒 木 恵 司

桐生市森林公園の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例

桐生市森林公園の設置及び管理に関する条例(平成 17 年桐生市条例第 85 号)の一部を次のように改正する。

第 3 条中「別表第 1 に規定する施設(以下「施設」という。)」を「キャンプ施設その他設備(以下「施設等」という。)」に改める。

第 4 条第 2 項、第 5 条第 1 項本文、同条第 3 項及び第 6 条第 1 項第 1 号中「施設」を「施設等」に改める。

第 7 条第 1 項中「施設」を「施設等」に、「別表第 2」を「別表」に改める。

第 9 条第 1 号中「施設」を「施設等」に改め、同条第 2 号中「施設の」を削る。

第 10 条中「施設」を「施設等」に改める。

第 11 条の見出し中「施設等」を「設備等」に改め、同条中「既存の施設」を「既存の施設等」に改める。

第 12 条中「施設及びその敷地内」を「森林公園内」に改める。

第 13 条及び第 14 条中「施設」を「施設等」に改める。

第 15 条を削り、第 16 条を第 21 条とし、第 17 条を第 15 条とする。

第 18 条第 1 項第 2 号中「施設及び設備等」を「施設等」に改め、同項第 3 号中「施設」を「施設等」に改め、同条を第 16 条とする。

第 19 条中「第 17 条」を「第 15 条」に、「手続き」を「手続」に改め、同条を第 17 条とし、第 20 条を第 18 条とし、第 21 条を第 19 条とする。

別表第 1 を削り、別表第 2 を別表とし、同表を次のように改める。

別表(第 7 条関係)

区分		使用料
バンガロー	4 人用(1 棟 1 泊)	6,000 円
	6 人用(1 棟 1 泊)	7,500 円
	20 人用(1 棟 1 泊)	20,000 円
テントサイト	テント(1 張につき 1 泊)	1,300 円
	タープ(1 張につき 1 泊)	900 円
バーベキュー施設	利平茶屋森林公園 炉 1 基(2 時間当たり)	1,500 円
附属設備		規則で定める額
管理費	大人(中学生以上) 1 人 1 泊	400 円
	小人(3 歳以上) 1 人 1 泊	200 円

備考

- 1 心身障害者団体がバンガローを使用するときは、使用料を半額とする。
- 2 施設等を日帰りで使用したときは、テントサイト及び管理費に係る使用料は、本表に規定するテントサイト及び管理費に係る使用料と同額とする。
- 3 桐生市在住者が使用するときは、管理費を無料とする。

附 則

(施行期日)

- 1 この条例は、令和 8 年 4 月 1 日から施行する。

(経過措置)

- 2 この条例の施行の際既に改正前の桐生市森林公園の設置及び管理に関する条例の規定により、使用の承認又は許可を受け、使用料の納付をしているものについては、なお従前の例による。

議 案 説 明

議案第 55 号 桐生市森林公園の設置及び管理に関する条例の一部を改正する 条例案

花見ヶ原森林公園及び利平茶屋森林公園において進めている施設整備を踏まえ、施設使用料を見直すため、所要の改正を行おうとするものです。